

グリーン調達ガイドライン

第14版

制定： 2006年10月01日

改定： 2024年04月01日

日本アンテナ株式会社

生産部 / 品質保証部

I. 日本アンテナ品質・環境方針

品質・環境方針

— 基本理念 —

当社は、情報化社会において、各種アンテナ・関連機器および情報通信システム工事などの幅広い分野で、独自技術による良質の製品、サービスを提供し、高度情報通信社会の構築と発展に寄与する。

— 経営理念 —

協	効	挑
調	率	戦

<品質方針>

“良い商品を全員の手で！！”

<環境方針>

“環境にやさしい商品の提供”

<行動方針>

- 1) 顧客満足及び環境パフォーマンス向上のため、品質・環境目標の設定を行い、マネジメントシステムの継続的改善を行う。
- 2) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、汚染の予防、気候変動の緩和、生物多様性の保全に努める。
- 3) 当社に適用される、製品関連、環境関連の法規制、顧客要求事項を遵守する。

2018年 4月 1日 代表取締役社長 瀧澤 功一

II. お取引先様へのお願い事項

日本アンテナの環境方針に沿って環境負荷を低減するため、以下の5項目のご協力をお取引先様へお願いいたします。

1. 環境マネジメントシステム構築のお願い

お取引先様においても環境保全活動を推進し、継続的改善が実現できる体制の構築をお願いいたします。具体的には、環境に関する国際規格 ISO14001 に基づいた環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。

構築した環境マネジメントシステムは、審査機関による第三者認証を取得することを推奨いたします。

その他、必要に応じてお取引先様の環境マネジメントシステム構築状況確認のため、監査をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

2. アイドリングストップ／廃棄物適正処理のお願い

① 大気汚染防止、地球温暖化防止、生物多様性保全のため、日本アンテナ構内での車両停車中は、アイドリングストップをお願いいたします。

② 日本アンテナでは、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）を目指して活動しております。

従いまして、弊社構内での作業時は残材等の持ち帰り適正処理をお願いいたします。

3. 禁止物質不使用のお願い²⁾

日本アンテナでは、弊社のお客様に対し、使用禁止物質（付属の「禁止物質リスト」参照³⁾）の不使用を約束しております。従いまして、弊社では禁止物質が含有している部材を製品に使用することができません。

以下の項目につき、ご協力をお願いいたします：

① 日本アンテナに納入する部材には、禁止物質が含有されないよう管理すること

② 日本アンテナ向け製品の製造工程では、禁止物質を使用しないこと

（お取引様からみた仕入先様を含む）¹⁾

③ 移行汚染が発生しないよう、製品に接触する梱包材、製造設備、試験設備、作業用¹⁾ マット、コンベアベルト、工具なども管理のこと

※但し、別途弊社より仕様書等で指示があった場合を除く

④ 副資材の規制物質管理も含めること

⑤ 組成変化・濃度変化のある工程（例：半田槽、メッキ工程など）を把握・管理のこと

⑥ RoHS 対応品、非 RoHS 対応品の混入防止を図ること

⑦ 弊社グリーン調達ガイドライン更新版を受領またはダウンロード後、30日以内目途に「環境負荷物質の使用規制に関する適合宣言書」提出、および、オンラインアンケートツール（例 Forms）で回答のこと。

- ⑧ 環境法規制の改正あるいは原材料の製造停止、生産工場のトラブルなどの変化情報にともない、原材料メーカーまたは上流のお取引先から情報が入った場合、速やかに弊社購買部門（生産部）へ連絡すること。
- ⑨ 万一、禁止物質の含有が判明した場合は、直ちに弊社購買部門（生産部）に報告をお願いします。

4. 鉛の濃度変化が発生する工程の管理のお願い

はんだ槽やめっき工程がある場合は、鉛の含有率が 800ppm を超えないよう管理をお願いします。特に、無電解ニッケルめっき液のなかに鉛を意図的に添加している場合、めっきの鉛の含有率が増え、RoHS で禁止されている 1000ppm を超える可能性があります。

参考) 日本アンテナでは、国内法及び欧州の ELV、RoHS 指令等で使用禁止／制限されている物質、顧客からの要求を含め「禁止物質リスト」³⁾ に別紙記載しております。

5. 書類提出のお願い

日本アンテナが定める別紙の「禁止物質リスト」³⁾ 記載の含有物質の有無と含有量等の最新状況を把握いただき、以下の書類を提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします：

No.	提出書類	提出していただく場合／時期
1	成分データ ・材料メーカー発行 各業界で使用されている環境データ報告ツール（使用するツールは、弊社お客様からの依頼内容により都度異なります）自動車向け IMDS/JAPIA 自動車以外 chemSHERPA ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・初物納入³⁾ ・4M 変更 ・弊社お客様からの要求 ・化学物質関連法規制改訂
2	環境負荷物質の使用規制に関する 適合宣言 (禁止物質の不使用を保証する宣言書)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存取引先様： 日本アンテナから依頼をした場合 ・新規取引先様：取引開始前 ※グリーン調達ガイドライン受領後、 30 日以内に回答のこと²⁾
3	規制物質管理チェックシート ・付属の様式 (PU-101-b)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存取引先様： 日本アンテナから依頼をした場合 ・新規取引先様：取引開始前

6. その他のお願い²⁾

- ① 「禁止物質リスト」記載の物質以外にも、弊社のお客様からの要求により使用禁止物質に指定する場合がございます。その際には、追加の調査及び書類提出のお願いを別途致します。
- ② 初回、新規取引時は弊社グリーン調達ガイドラインおよび取引先品質保証マニュアル (NA-SQAM) をお渡しします。それ以降、更新情報があった場合は弊社 EDI にお知らせ及び更新版を掲載しますので、ダウンロードしていただき最新版へ差替えをお願い致します。^{1) 2)}
- ③ お取引先様のイレギュラーにて意図しない使用禁止物質の含有が発生の場合、速やかにご連絡頂きますようお願いいたします。また、材料、部品、製品等の納入前に、機能上で禁止物質の意図的使用が必要な場合は、双方にて別途協議させていただきますので、予めご連絡の程よろしくお願い致します。また、適用除外については各種法規制に従って頂きますようよろしくお願いいたします。

<改定履歴>

改定年月日	版	記号	改定内容
2006/10/01	—	—	新規制定
2007/06/28	1	—	日本アンテナ環境方針変更
2011/09/30	2	—	「禁止・管理物質リスト」「禁止・管理物質例示詳細リスト」変更
2012/09/28	3	—	亜鉛メッキ鋼材に含まれる鉛を使用条件に追加
2014/01/31	4	—	①「規制物質管理チェックシート」変更 ②「化学物質含有調査票」を廃止し、都度指定のツールに変更
2014/05/14	5	—	日本アンテナ環境方針変更
2014/07/31	6	—	①「禁止・管理物質リスト」「禁止・管理物質例示詳細リスト」変更 ②「規制物質管理チェックシート」変更
2016/09/30	7	—	①品質・環境方針の見直し ②禁止物質非含有の例外規定追加 ③禁止物質含有が判明した際の報告義務を追加 ④「禁止・管理物質リスト」変更（改正 RoHS 4 物質の主要法令の変更） ⑤「規制物質管理チェックシート」変更
2018/04/01	8	—	①「禁止・管理物質リスト」「禁止・管理物質例示詳細リスト」変更（改正 RoHS 4 物質の主要法令の変更） ②部分改定（組織変更による）

改定年月日	版	記号	改定内容
2018/12/17	9	—	① 禁止物質リストに赤リン追加 ② 「環境負荷物質の使用規制に関する適合宣言」廃止
2019/07/02	10	—	「規制物質チェックシート」中国語版制定
2019/08/30	11	—	① 取引先様へのお願い事項に鉛の濃度変化が発生する工程の鉛の含有率管理を規定 ② 規制物質チェックシート」に項目追加
2021/01/28	12	1)	① 禁止・管理物質リスト」「禁止・管理物質例示詳細リスト」変更 ・鉛／鉛化合物更新 ・管理物質 12 物質追加 ② 赤リンの「樹脂材／チューブ等への使用禁止」へ変更 ③ 3-② 「お取引様からみた仕入先様を含む」を追加 ④ 3-③ 「移行汚染防止管理のお願い」を追加 ⑤ 注 2 追加 ⑥ 付属 REACH 規則・化審法に関わるリスト追加
2023/07/04	13	2)	① 表紙へ改版番号の表示 ② 「環境負荷物質の使用規制に関する適合宣言」運用再開 ③ 禁止物質不使用のお願いに項目追加（赤文字④～⑧） ④ 「禁止・管理物質（例示詳細）リスト」第 9 版に改定および別紙で表示 ⑤ 規制物質管理チェックシート（PU-101-b）を更新 ⑥ 取引先品質保証マニュアル（NA-SQAM）との連携追加 ⑦ 項目 6 の追加
2024/03/28	14	3)	① 「禁止・管理物質（例示詳細）リスト」→「禁止物質リスト」に改定 ② 5. 書類提出のお願いの提出していただく場合／時期のコメント修正 ③ 禁止物質リスト第 9 版→第 10 版に更新